

## 中小企業倒産防止共済 掛金の納付期限の延長のご案内

### ○令和6年7月分（最大6か月間）までの掛金の納付期限を延長

納付期限の延長は、適用月から令和6年7月（最大6か月間）までの間、掛金の請求を停止し、令和6年8月から2か月分ずつの請求を行う制度です。

※延長期間が終了した翌月（令和6年8月）から、掛金を2か月分ずつ収めていただきます。

※最大6か月間、通常の2倍の掛金が請求されます。再開後の支払負担が大きくなりますので、制度内容を十分ご理解の上お申し込みください。

※掛金支払の負担を抑えたい場合には「**掛金の掛止め**」「**掛金の減額**」もご検討ください。

#### 【令和6年2月分以降の掛金納付期限を延長した場合（イメージ）】

R6														
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
							2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分		
1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	

#### < 締切及び適用月 >

毎月5日（5日が休日の場合は翌営業日）までに中小機構必着で送付いただきますと、申込月から最大6か月間の掛金納付期限が延長されます。なお、**令和6年7月までの特例措置**となりますので、お申込み月が遅くなると延長適用月が短くなりますのでご注意ください。

例：令和6年2月5日に到着した場合 → 令和6年2月分から適用（最大6カ月）

令和6年2月15日に到着した場合 → 令和6年11月分から適用（最大5カ月）

#### < 手続き方法 >

「令和6年能登半島地震かかる経営セーフティ共済制度の特例措置について」に掲載している様式「**掛金納期延長申請書**」に必要事項をご記入のうえ、市町村の証明による被災証明書または罹災証明書の写しを添付し、中小機構（下記）に直接送付してください。

なお、提出が困難な場合は申請書等の余白または別紙に被災状況等を記入し提出してください。

（送付先） 〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人中小企業基盤整備機構 倒産防止共済契約課